

告示

埼玉県告示第千百十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年十月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―四〇―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字下村君字砂田千五百五十七番地一 外九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四百十・〇五立方メートル